

○職員の定年等に関する条例

(昭和 59 年 8 月 13 日条例第 4 号)

改正 平成 14 年 11 月 6 日条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例（昭和 59 年上越市条例第 20 号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 11 月 6 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。